

長浜市立西中学校「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

「いじめ」は、理由の如何に関わらず、「人間として絶対に許されない行為」である。いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(いじめの禁止)

生徒は、いかなる理由があろうとも、いじめを行ってはならない。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

ア 学校におけるいじめの防止

- ① 学校の最重点目標の一つに「正義が通る学校」を掲げ弱い者いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことに組織的に取り組む。
- ② 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ③ 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う生徒会活動に対する支援を行う。
- ④ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、人権作文・道徳集会等を実施する。

イ いじめの早期発見のための措置

① いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- ・生徒対象いじめアンケート調査年3回（6月、10月、2月）
- ・教育相談を通じた学級担任による生徒からの聞き取り調査

年3回（6月、10月、2月）

② いじめ相談体制

生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

- ・ スクールカウンセラーの活用
- ・ いじめ相談窓口の設置

③ いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上
いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

ウ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、情報モラル研修会等を行う。

(2) いじめ防止等に関する措置

ア いじめの防止等の対策のための組織「生徒指導委員会（いじめ防止対策委員会）」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「生徒指導委員会（いじめ防止対策委員会）」を設置する。

< 構成員 >

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、学年生活担当、学年主任、別室指導加配、養護教諭、スクールカウンセラー 他

※ 必要に応じて外部専門家等の委員会への参加を要請するとともに、関係の深い教職員や生徒会担当主任もメンバーとする。

< 活動 >

- ① いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ② いじめ防止に関すること。
- ③ いじめ事案に対する対応に関すること。
- ④ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。
- ⑤ 生徒会の企画・発案によるいじめ防止の訴えやいじめ撲滅キャンペーンを図り、生徒のいじめ防止に関する意識を高める。

< 開催 >

週1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

イ いじめに対する措置

- ① いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- ② いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導。その保護者への助言を継続的に行う。
- ③ いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- ④ いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ⑤ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ア 重大事態が発生した旨を、長浜市教育委員会に速やかに報告する。
- イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- エ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ア いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- イ いじめの再発を防止するための取組に関すること。

ストップいじめアクションプラン

～いじめの未然防止・早期発見・早期対応に向けて～

目指す生徒像 「いい声」「いい汗」「しなやかな心」で活動する生徒

西中生徒会いじめ撲滅宣言

私たちは西中からいじめを撲滅するために

1. 誰もが楽しい学校生活を送れる環境をつくります。
2. 一人ひとりがお互いの個性を認め合い、思いやりの心をもって、中学校生活を送ります。

西中職員いじめ撲滅宣言

私たちは

1. いじめを絶対に許しません。
2. いじめられている人を守り通します。
3. いつでも悩みの訴えができる温かい雰囲気をつくり、しっかり聴きます。
4. あいさつや声かけを忘れません。

～we love 西中～

いじめを絶対に許さない学校づくり

【生徒のアクション】

- ・生徒の自浄力による「いじめに立ち向かう勇気」育成活動
 - ・いじめのない学校を目指した「いじめ撲滅生徒会宣言」の具体化
 - ・いじめ撲滅・人権尊重に関する標語の作成・掲示
 - ・人権集会における「いじめ撲滅の取り組み発表」

【教職員のアクション】

- (1) 学校教育目標の具現化
「人格を高め、社会に貢献できる生徒の育成」～いい声、いい汗、しなやかな心～で活動する生徒を目指した学校づくり
- (2) 教育相談体制の充実
 - ・教師自身が生徒から相談されやすいような信頼関係をつくるための生活記録ノートの点検や学級通信での啓発活動
 - ・教育相談が身近に感じられるように、個別相談部屋（ポート）を準備し、「いつでも・どこでも・だれとでも相談できる場」を設定
 - ・気楽に相談ができる雰囲気をつくり、教師が生徒の立場に立って考え、話をじっくり聞き、話しやすいムードづくりの実現
- (3) 教職員間の連携
 - ・生徒の小さな変化を見抜いて、積極的に情報を提供できる場の設定
学級担任・教科担任・養護教諭・部活顧問との情報交換等の連携
 - 若い教職員が気軽に先輩教師に相談できる職場の雰囲気づくり
- (4) 教育相談技術の向上
 - ・カウンセリングマインドや教育相談技術の向上に関する研修会の開催
 - ・スクールカウンセラーとの連携
- (5) いじめに特化したアンケートの実施と分析
 - ・「西中いじめ防止対策委員会」（生徒指導委員会）による分析と対策
- (6) 生徒の信頼を得るための「豊かな人間性を高める教師自身の自己研鑽」
 - ・ふれあう機会や対話を重視し、小さな変化を見逃さない感性と、学校生活の中から生徒同士の関係を見抜く洞察力等の獲得

(7) 学級担任としての学級経営への心構えの再確認

- ・生徒との好ましい人間関係と信頼関係を構築し、公平、平等に接する姿勢
- ・全生徒が「自分の居場所」を実感でき、対等の関係で生活できる学級づくり
- ・弱者を助ける勇気、善悪を判断する力、正義感を育成し、相手を受け入れ認め合える集団づくり

(8) 「いじめ防止」指導法の工夫と計画の立案

- ・過去の事例を参考にいじめの発生しやすい時期(中1の一学期、学校行事後)に焦点をあてた年間指導計画の作成
- ・ゲストティーチャーの経験談による指導や、ロールプレイ・ソーシャルスキル・エンカウンター等の工夫を凝らした学級指導の充実と、人権学習の取り組みを発表する人権集会の実施。

【家庭・地域との連携アクション】

- ・いじめ問題は単に学校や家庭の問題としてではなくて、全ての大人たちの問題として取り組む姿勢も大切である。そのための保護者や地域への呼びかけ活動
- ・学級、学年、学校通信によるいじめ問題を取り上げた啓蒙活動
- ・ストップいじめアクションプランの公開

現状と課題

- ・ライン等の SNS に悪口や不満を書き込む行為や特徴のある言動や態度がいじめにつながっている。
- ・SNS の正しい使い方の指導と相手を尊重し違いを認める態度の育成。
- ・人権感覚を磨くとともに「いじめを許さない土壌づくり」に努める。